

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
(たる翌日)

告

示

## 鳥取県告示第四百二十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市、倉吉市及び境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
平成四年五月二十一日から 平成五年三月三十一日まで	当該計量器の所在の場所	

## 二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 区 域	実 施 場 所
平成四年五月 二十一日	午後一時から 午前九時三十分まで	境港市	
平成四年五月 二十二日	午前十一時三十分まで	境港市民会館	
"	"	境港市余子公民館	境港市中浜公民館

- ◆ 告示
- 計量器の定期検査の実施（商工指導課）
- 土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 保安林の指定予定（森林保全課）
- 有用広葉樹母樹林の指定（〃）
- 基本測量の実施（管理課）
- 基本測量の終了（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◆ 選管告示
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体
- ◆ 公安告示
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◆ 公告
- 第二十一回採石業務管理者試験の実施（河川課）
- 獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- 危険物取扱者試験の実施（消防防災課）

平成四年五月 二十六日	平成四年五月 二十七日	午前九時三十時から 午前十一時三十分まで	午前九時三十時から 午前十一時三十分まで		
平成四年六月 十日	平成四年六月 十一日	午後一時から 正午まで	午後一時から 正午まで	米子市	境港市渡公民館
平成四年六月 十二日	"	午後三時まで	午後三時まで	"	"
平成四年六月 十五日	平成四年六月 十六日	午前十時から 午後三時まで	午前十一時から 午後三時まで	米子市夜見公民館	境港市外江公民館
平成四年六月 十七日	平成四年六月 十八日	午前十一時から 午後三時まで	午後一時三十分から 午後三時まで	米子市彦名公民館	境港市民会館
"	"	午後三時まで	午後三時まで	米子市	境港市立倉吉体育文化会館
"	"	午前十時から 午後三時まで	午前十一時から 午後三時まで	米子市大篠津公民館	倉吉市立成徳小学校
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	米子市和田公民館	
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	米子市富益公民館	
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	米子市尚徳公民館	
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	米子市巖公民館	
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	倉吉市立成徳小学校	
"	"	午前十一時から 午後三時まで	午前十二時から 午後三時まで	倉吉福社会館	

## 鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 村 邦 夫 米子市奥谷四五五

平成四年三月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 濱 尾 鹿 寿 米子市奥谷九〇九

平成四年四月一日就任 任期平成五年四月十一日まで

## 鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

監事	大地木	陸義	倉吉市耳六一九一
"	米田	勲	倉吉市鴨河内一〇〇一
"	山本	義高	倉吉市不入岡二三八
"	坂本	武男	倉吉市旭田町八七

平成四年四月四日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

監事	大地木	陸義	倉吉市耳六一九一
"	米田	勲	倉吉市鴨河内一〇〇一
"	山本	義高	倉吉市不入岡二三八
"	坂本	武男	倉吉市旭田町八七

平成四年四月五日就任 任期三年

鳥取県告示第四百二十七号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した

旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事	竹本	美佐雄	米子市上福原九八二
"	平本	睦夫	米子市上福原一一八四
"	大東	武一	米子市西福原九六七
"	井上	皎	米子市東福原七八九一

監事	梶原	福市	米子市西福原一三四六
"	永見	新一	米子市西福原二一八五
"	米田	潤之助	米子市西福原二一八五

監事	大先	進	米子市西福原一二〇八
----	----	---	------------

平成四年四月五日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

監事	理事	中田	耕	米子市皆生一六七二一
"	"	平本	睦夫	米子市上福原一一八四
"	"	大田	節夫	米子市西福原一一四八
"	"	井上	万吉男	米子市東福原八二八
"	"	大先	進	米子市西福原一二〇八

監事	永見	新一	米子市西福原五六三	
八幡	淳	大先	進	米子市西福原一二〇八

次

大太敬二 米子市西福原九四一  
平成四年四月六日就任 任期四年

### 鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（土下3号線）地区農道整備）を平成四年四月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第四百二十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭西平八〇七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的  
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

で定める標準伐期齢以上のものとする。

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営かんがい排水事業北条砂丘地区農業用用排水 地区農道整備	平成四年三月二十日 平成四年三月二十五日

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第四百三十一号  
有用広葉樹母樹林を指定したので次のとおり告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号定	指定期	樹種	所在場所	本数	面積	所有者等の住所
四一一一	平成二年四月二十日	ヤマザクラ	鳥取市内護寺七七九	一	(ヘクタール)	及所有者等の住所
四一一二	平成二年四月二十日	ミズナラ	鳥取市尚徳町二二六	二三一・四三	鳥取市	日野郡江府町大字江尾四丁目五
四一一三	平成二年四月二十日	御机七〇九一〇	日野郡江府町大字江尾四丁目五	二二一・九九	東伯郡三朝町大字木地山九〇四一二	ホオノキ
四一一四	平成二年四月二十日	東京都港区虎ノ門二丁目六一四	国(大山隱岐國立公園管理事務所)	二二一・九九	東伯郡三朝町大字木地山六八五	石原孟明
四一一五	平成二年四月二十日	財團法人国民休暇村協会	(使用者)	二二一・九九	東伯郡三朝町大字木地山九〇四一二	東伯郡三朝町大字木地山九〇四一二

鳥取県告示第四百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)  
二 作業期間 平成四年四月十五日から平成五年二月二十八日まで  
三 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡郡家町及び河原町、東伯郡東伯町及び赤崎町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第四百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第四百三十五号**

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）  
二 作業地域 米子市、八頭郡河原町、東伯郡閏金町及び赤崎町、西伯郡

淀江町並びに日野郡日南町

三 終了年月日 平成三年十二月五日

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第四百三十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月二十日 鳥取県指令受都計三一三第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市大谷字中尾、字松ノマエ及び字東ドウブケ並びに不入岡字林ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
倉吉市葵町七二二

倉吉市長 早川芳忠

**選挙管理委員会告示**

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市嫁島町一一一二

**鳥取県選挙管理委員会告示第十五号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、平成四年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体と

積水ハウス山陰株式会社  
代表取締役 大橋孝司

なつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

## 公安委員会告示

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

### 鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年四月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ウェザーリポート2	株式会社まさむら遊機

## 公 告

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井上幸喜後援会	山懸 重雄	井上 蓉子	鳥取市松並町一丁目二八二一
角谷敏男後援会	貞光 信之	長田 明	鳥取市雲山四八一三
小玉正猛後援会	上根 広蔵	河崎 重美	鳥取市賀露町九一七
杉根修後援会	中江 豊	谷本 毅	倉吉市横田三九一
鈴木昇一後援会	間屋口良一	瀬戸根和男	岩美郡岩美町大字本庄三三二一四
武田実後援会	西垣 正温	森田 豊美	岩美郡国府町大字宮下一九
田中清一後援会	岡田 明	田中 輝藏	岩美郡岩美町大字高山六〇
田村繁夫後援会	田村 祐吉	山西 修治	米子市富士見町二丁目一〇
中村卓朗後援会	雜賀 熊	中村 哲朗	西伯郡会見町高姫七三四
みどりと文化で 豊かなまちづく りの会	坂本 朝子	藤原 栄喜	倉吉市昭和町一丁目一八
両川洋々後援会	奥山 善雄	河崎 隆雄	鳥取市扇町一六六
和田進後援会	坂田 武男	林 恭治	八頭郡智頭町大字南方一一八

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第21回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成4年4月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間30分

## 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成4年6月2日（火）午前10時から  
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

平曜火日

鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

## 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。

- (1) 受験願書  
 (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手録型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

## 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 6,200円

## (2) 納付方法

(1)記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

## 受験願書の提出期間

平成4年4月23日（木）から同年5月18日（月）まで

## その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。  
 (2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。

## 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次とおり開催する。

平成4年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

## 1 講習の種別及び受講対象者

- (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（次号イに掲げる者を除く。）を対象とする。

- (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。  
 ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成4年5月19日 午前9時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1階第3会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成4年5月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	八橋、米子、境港、溝口及び黒板の各警察署の管内に居住する者
	平成4年5月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟3階大会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猛銃及び空氣銃の所持に関する法令
- イ 猛銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查

を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料
  - ア 初心者講習 5,700円
  - イ 経験者講習 2,200円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品  
筆記用具及び印鑑

雑報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条の規定により公示する。

平成4年4月21日

日曜火曜 4月21日 平成4年

- 1 試験の種類  
 (1) 乙種第4類危険物取扱者試験  
 (2) 丙種危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所  
 (1) 日時

区	分	日	時
乙種第4類危険物取扱者試験		平成4年6月28日(日)	13時15分から
丙種危険物取扱者試験		平成4年6月28日(日)	10時15分から

## (2) 場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市扇町21	県民ふれあい会館
倉吉市山根529-2	倉吉体育文化会館
米子市東福原36	米子市農業協同組合

## 3 受験手続

- (1) 受験願書提出先  
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）
- (2) 受験願書受付期間  
 平成4年4月27日（月）から同年5月16日（土）まで（郵送の場合  
 は、5月16日（土）までの消印のあるものに限り受け付けれる。）
- (3) 受験手数料  
 乙種第4類危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱  
 者試験にあっては2,700円を、所定の方法により納付すること。

## 4 その他

## (1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災

課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

## (2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階  
 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
 （電話0857-26-8389）